平成２２年（フ）第２８２３号
東京都町田市鶴川１丁目19―17　高垣方
債務者　千野　友嗣
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　臺　　庸子
4　破産債権の届出期間　平成22年３月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年６月３日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第８２号
埼玉県坂戸市薬師町17番地４　コーポ米寿202号室
債務者　中村　通夫
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８４号
埼玉県川越市南大塚２丁目14番地16　アイディーコート川越南206号室
債務者　星野　真弓
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８８号
埼玉県所沢市小手指南２丁目33番地の４コーポ竹葉202、前住所埼玉県所沢市三ケ島４丁目2390番地の11
債務者　香川　謹子
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４７４号
千葉県印西市西の原３―４―５―401、住民票上の住所千葉市花見川区犢橋町62番地の36
債務者　相良佳乃以
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第９号
千葉県印旛郡酒々井町中川58番地８　コーポテーアイ201
債務者　市川　一男
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１４号
千葉県佐倉市上志津1186番地２
債務者　合使　文子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１５号
千葉県佐倉市上志津1079番地83　ダイアパレス志津103号
債務者　酒井　光代
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２０号
千葉県成田市加良部４丁目25番地１　２棟503号
債務者　石塚加代子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２３号
千葉県四街道市四街道1532番地14　緑ヶ丘第３住宅103号
債務者　伊東　玲子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２５号
千葉県成田市並木町115番地12
債務者　加納　　登
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２６号
千葉県佐倉市上志津原356番地３　パッシオーネＣ棟203
債務者　田島真由美
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３５号
千葉県印西市原４―１―２―211、住民票上の住所千葉県白井市大山口２丁目８番５棟501号
債務者　武田　浩一
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３６号
千葉県印西市原４―１―２―211、住民票上の住所千葉県白井市大山口２丁目８番５棟501号
債務者　武田　美子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２０７号
千葉県君津市黄和田畑524番地
債務者　石井　正典
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第２号
千葉県富津市千種新田227番地の61
債務者　松井　寛雄
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
千葉地方裁判所木更津支部